

締約国に関する情報 KE	ケニア 一般情報	附属書 B1 KE
国内官庁の名称	Kenya Industrial Property Institute (ケニア産業財産機関)	
所在地	KIPI Centre, 17 Kabarsiran Avenue, Off Waiyaki Way, Lavington, Nairobi, Kenya	
郵便のあて名	P. O. Box 51648-00200, Nairobi, Kenya	
電話番号	(254-20) 600 22 10, 600 22 11, 600 63 26, 600 63 29, 600 63 36, 238 62 20 (254-70) 200 20 20, (254-73) 600 20 20 (携帯電話)	
電子メール	info@kipi.go.ke	
インターネット	http://www.kipi.go.ke	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙の場合には、送付の日から1か月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又は Sky Courier International の配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
ケニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ARIPO事務局, WIPO国際事務局 又はケニア産業財産機関	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ケニアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護:ケニア産業財産機関 ARIPO保護:ARIPO事務局	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内:特許, 実用新案 ARIPO:特許, 実用新案(実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

K E	ケニア (続き)	K E
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するケニアの規定 (PCT第15条)	2001年産業財産法第43条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与の前で、英語で国際公開が行われた日以後に行われた行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語で行われた場合には、出願人が国際公開の英語の翻訳文を提出したことを条件に、侵害者が翻訳文を受領した後に行った行為についてのみ救済を求めることができる。 ARIPO特許を目的とする指定の場合： なし	
ケニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ケニアが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関（AP）を参照		